

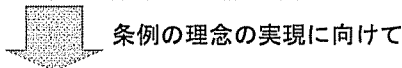
滋賀県の森林を健全な姿で未来へ引き継ぐために!

— 滋賀の新たな森づくり —

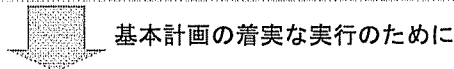
私たちの暮らしを支える森林の多面的機能は、かつて森林と人が深く関わり、また林業が活発に行われることにより森林の手入れがされ、その結果として発揮されてきたのです。しかし、現在、様々な社会経済情勢やライフスタイルの変化によって、手入れが行き届かずに荒れた森林が増えています。それらをそのまま放置すれば、森林の多面的機能の低下により、私たちの生活に大きな影響（保水力低下、土砂災害、地球温暖化、生き物の生息環境変化など）を及ぼすことが懸念されます。

このような森林・林業を取り巻く課題を解決するために、滋賀県では次のような取り組みを進めています。

琵琶湖森林づくり条例		平成16年4月施行	
すべての県民が森林づくりに主体的に参画し、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来へ引き継ぐことを決意し、「琵琶湖森林づくり条例」を施行しました。			
目的	森林の多面的機能（水源かん養、県土の保全の保全、木材等の供給など森林の有する多面にわたる機能）の持続的発揮		琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ◆多面的な機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち地域の特性に応じた森林づくり ◆県民の主体的な参画による森林づくり ◆森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担と協働による森林づくり ◆森林づくりを支える人材の確保・育成を図りつつ推進する森林づくり 		



琵琶湖森林づくり基本計画		平成17年度～
条例の理念の実現に向け、50年、100年先も展望しつつ施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として“琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進”を基本方向とする「琵琶湖森林づくり基本計画」を策定しました。		
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくり ●県民全体で支える森林づくり 	
基本理念	<ol style="list-style-type: none"> (1) 環境に配慮した森林づくりの推進 (2) 県民協働による森林づくりの推進 (3) 森林資源の循環利用の促進 (4) 次代の森林を支える人づくりの推進 	



琵琶湖森林づくり県民税		平成18年度～
基本計画を着実に実行するために、琵琶湖と森林の関係を重視しながら、公益的機能の高度発揮に重点を置いた環境重視の森林づくりを推進することと、広く県民が森林に対する理解と関心を深め、県民との協働による森林づくりを推進するという、新たな視点に立った施策を展開するために必要な費用として、県民の皆さまから「琵琶湖森林づくり県民税」をいただいております。		
納税者	個人：1月1日現在で滋賀県内に住所等を有する人 （県民税均等割が課税される人が対象となりますので、所得が一定の基準を下回る等により均等割が課税されない人は対象となりません。） 法人：滋賀県内に事務所等を有する法人等	
納税額	個人：年額800円 法人：資本等の金額により、年額2,200円から88,000円まで	
納税方法	住民税の一部として納めていただきます。 （現行の県民税均等割の額に一定額を上乗せする県民税均等割超過課税方式）	